

奈良県告示第三百八十九号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（知事に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項		対象手続等の名称
名称	条項	
奈良県税条例（昭和二十五年九月 奈良県条例第三十四号）	第四十五条第一項	自動車取得税の申告書の提出
	第五十九条第一項	自動車税の賦課徴収に関する申告書の提出

二 適用日

平成二十五年四月一日